

府 消 委 第 147 号
令和 8 年 8 月 21 日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

消費者委員会委員長
鹿野 菜穂子

答 申 書

令和 8 年 7 月 17 日付消食表第 528 号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、下記のとおり答申する。

記

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、諮問された改正案のとおりとすることが適当である。